

(別紙)

令和6（2024）年度とちぎ結婚・子育て気運醸成動画制作及び情報発信業務委託
公募型プロポーザル審査基準

- 1 審査は、令和6（2024）年度とちぎ結婚・子育て気運醸成動画制作及び情報発信業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）の委員が行うものとする。
- 2 委員は、公募型プロポーザル参加表明書を提出した者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容を基に、次の項目及び配点により評価を行う。

審査項目		評価内容	配点
1	業務内容の理解度	・業務委託の目的や仕様書の内容を十分に理解したものとなっているか。	10
		・基本コンセプトが明確になっており、全体に統一感及び一貫性があるか。業務の目的及び業務内容を十分に理解しているか。	10
2	組織体制	・業務を確実かつ円滑に進められる組織体制（具体的な作業スケジュール及び業務実施体制）となっているか。	5
3	企画提案の優位性	【動画の制作】 ・出演者案について、ターゲット層への訴求に適した高い広告効果が期待できる人選となっているか。	10
		・30秒バージョンの事業者提案動画について、効果的な気運醸成が期待できる提案（題材・構成・ストーリー）となっているか。	10
		・動画視聴者への訴求効果を高めるために有効と考えられるコンセプトや動画制作上の工夫が提案されているか。	10
		・本県の子育て施策等を効果的にPRしていくのに適した独創性のあるキャッチフレーズ案となっているか。	10
		【動画等を活用した情報発信】 ・県が想定する広告媒体について、効果の最大化に向けた動画配信上の工夫や具体的な配信手法・配信量等が提案されているか。	10
		・県が想定する広告媒体以外について、実現可能で、より高い効果が期待できる広告媒体が提案されているか。	5
		【動画の制作及び公開についての県民周知】 ・ターゲット層の関心度、動画視聴に係る機会創出の可能性、動画広告接触時の受容性などを高めるための効果的かつ独創性のある提案（手法・内容）となっているか。	10
4	計画性及び実現性	・過去の類似業務の実績に鑑み、業務遂行能力が認められるか。	5
		・事業内容に対し、適切な経費が計上されているか。	5
合 計			100

- 3 契約候補者の決定の手順は、次のとおりとする。
 - (1) 企画提案者の中で、最高点と評価した委員が最も多かった者を契約候補者とする。
 - (2) 該当する企画提案者が複数あった場合は、各委員による評価点の平均点が最も高い者を契約候補者とする。
 - (3) 上記(2)において、平均点が最も高い者が複数あった場合は、委員会で審議の上、契約候補者を決定する。
 - (4) 各委員による評価点の平均点が60点に満たない提案者は、契約候補者又は次点者になることができない。